

発議第 2 号

山都町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び山都町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、山都町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 10 日提出

山都町議会議長 藤 澤 和 生 様

提出者 山都町議会議員 工藤 文 範

賛成者 山都町議会議員 渡 藤 壽 廣

(提出の理由)

議員定数を改めるため、条例の一部を改正するものである。

山都町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

山都町議会の議員の定数を定める条例（平成17年山都町条例第4号）の一部を次のように改正する。

「14人」を「12人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山都町議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される山都町議会議員一般選挙（以下「一般選挙」という。）から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される一般選挙以外の選挙については、なお従前の例による。

山都町議会の議員の定数を定める条例(平成17年条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、山都町議会の議員の定数は、 <u>14人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、山都町議会の議員の定数は、 <u>12人</u> とする。